

(1) 商法の貸借対照表規定と支払不能破産原因

商法の貸借対照表規定と支払不能破産原因

——貸借対照表法に於ける債権者保護問題への第三步・完——

一 序

商法の貸借対照表規定に於ける債権者保護の問題について、私は、これまでの二つの論文⁽¹⁾で、次の点を明らかにしてきた。

第一に、貸借対照表(評価・能力)規定は元来ドイツ系商法に特有のものであり、しかも当初その内容は、換価価値の有る財産だけをその価値によって計上する²⁾と云う非常に厳格なものであった。そしてかかる現象は、ドイツの破産法に伝統的な債務超過破産原因に起因する。即ち、債権者に開示されるべき年次貸借対照表を以て、債務超過の制度的な判定手段たらしめようとし

た結果が、この厳格な内容の貸借対照表(評価・能力)規定である。

第二に、当初のこのような厳格な規定はやがて軟化しはじめ、固定資産について換価価値によらず原価差引減価による評価が許容されるようになり、また社債発行差金等の換価価値を持たない項目の貸借対照表(借方)計上が許容されるようになった。そして、貸借対照表規定のかかる軟化現象は、債務超過破産原因の後退にその要因がある。即ち、固定資産の占める割合が大きい現代の株式会社に対し債務超過を以て破産とすることの妥当性への疑問から、債務超過破産原因が後退し、その結果、貸借対照表規定のかかる軟化が可能であったのである。

安 藤 英 義

第三に、かく後退した債務超過に代って、今日では支払不能が株式会社の破産原因の主役となっている。されば、債務超過破産原因の後退は決して債権者保護思考の後退を意味しない。貸借対照表規定に於ける債権者保護の基本思考を成す破産原因の考え方に変化があったのである。従って、貸借対照表規定の軟化は、田中耕太郎博士が所謂「妥協の論理」で説くような、債権者保護財産表示が(株主保護Ⅱ損益計算に)妥協或いは譲歩した結果である、と云うのは早計である。

以上が、私のこれまで明らかにしてきた所である。そこでこの小論では、残された次の問題を扱う。

今日の商法の貸借対照表規定は、支払不能破産原因の下で合理的であるか。換言すれば、支払不能破産原因は、必要な影響を今日の貸借対照表規定に及ぼしているか。

もしこの答えが肯定的であれば、田中博士の「妥協の論理」に代る新しい理論が得られることになる。

(1) 拙稿「商法の貸借対照表規定と破産法との関連——貸借対照表法に於ける債権者保護問題への第一歩——」(一橋論叢、昭和五〇年六月号所載)、及び「商法貸借対照表

規定の軟化とその要因——貸借対照表法に於ける債権者保護問題への第二歩——」(一橋論叢、昭和五一年七月号所載)

二 今日の破産原因の主役としての

支払不能及びその特徴

支払不能の意味、及び支払不能が今日の株式会社の破産原因の主役であると云うことについては、既にこれ迄の二つの論文に於て、相当程度述べてきたが、次節以下の論述の前提として、ここでは再論を恐れず、これらのことを整理しておく。

我国の現行破産法(大正一一年制定)は、破産手続を開始し得べき(債務者の)状態即ち所謂破産原因を定めている。それによれば、まず支払不能を以て一般的な破産原因とし(第一二六条第一項)、支払停止を以て支払不能の一証憑とする(同条第二項)。次で、債務超過を以て(株式会社等の)法人に対する特別な破産原因とする(第一二七条第一項)。従って、破産法上は、株式会社の破産原因は、支払不能と債務超過の二つである。これらは、(西)ドイツの現行破産法(Konkursordnung

(3) 商法の貸借対照表規定と支払不能破産原因

一八九八年制定)に於ても同様である(第一〇二条、第二〇七条)。

ドイツでは、嘗て債務超過が唯一の破産原因であったが、後にフランス法の影響を受けて、一般的破産原因に続いて株式会社の破産原因についても、その主役は、債務超過(Uberschuldung)から次第に支払不能(Zahlungsunfähigkeit)へと移行した。そのことは、商法(株式法)の中の破産関係条文に於て、債務超過に先立って支払不能が言及されるようになったこと等に現われている。(西)ドイツの現行株式法(一九六五年制定)の次の条文は、このことを如実に物語っている。「会社が支払不能となりたる時は、取締役は遅滞なく……破産手続又は裁判上の和議手続の開始を申立てねばならない。これは、会社の財産がもはや債務を填補しない場合に準用される。……」(第九十二条第二項、傍点——安藤) 同様のことは、

能又ハ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ」(第三八一条第一項、傍点——安藤)

かかる商法・株式法上の現象は、実際に於ける債務超過破産の稀少性を反映したものと思われる。債務超過を原因とする破産が極めて稀で、殆んどが支払不能を原因とする破産であることは、あの膨大な『判例体系』(第一法規出版株式会社)の中の破産法判例に於て、支払不能(第一二六条)に関してはほぼ一〇〇頁が充てられているのに対して、債務超過(第一二七条)に関しては僅かに四頁が充てられているに過ぎないこと(2)から明らかである。ドイツでも同様な事態であることは、斯国の權威ある破産法コンメンタールに於て、「債務超過の格別の調査及び確定と云うことが問題になるのは、実際には稀な場合に限られている」(3)(傍点——安藤)と云われていることから窺われる。

所で、支払不能とは、「債務者の弁済能力の継続的欠缺のため、即時に弁済すべき債務を一般的に弁済することのできない財産状態」(4)、換言すれば「債務者が金銭を有せず且つ近くこれを調達し得る見込みなく、これがために既に履行期にあり且つ請求を受けつつある(金銭)

債務の全部もしくは重要な部分を履行し得ない状態⁽⁵⁾を云う。尚、「支払不能なることを外部に表示する債務者の行為ないし挙動⁽⁶⁾」を支払停止と云い、支払停止があれば、既述の如く、その債務者の支払不能が推定される。これに対して、債務超過とは、「債務者の財産をもって債務を完済することができないこと、いいかえると、消極財産(負債)が積極財産(資産)を上廻る⁽⁷⁾」状態を云う。

かくして、破産原因としての支払不能と債務超過の根本的な違いは、次の二点である。一は、弁済能力の範囲の違いであり、債務超過では専ら現有財産による弁済能力が問題となるのに対し、支払不能では、現有財産以外に信用・労力ないし技能をも併せた弁済能力が問題となる。即ち、支払不能では、「財産が少くとも、他人の信用をうけ、自分の労力や才幹を働かせば、弁済能力に事欠かない⁽⁸⁾」ことが可能である。二は、弁済すべき債務の範囲の違いであり、債務超過では、支払期限が到来しているか否かを問わずその時点で存在する全債務が問題となるのに対して、支払不能では、少なくとも支払期限が到来している債務だけが問題となる。

(2) 判例体系45 (IV) —— 民訴特別法II ——、一一一七頁～一一一五頁、一一一七頁～一二二〇頁。尚、後者の四頁に於ても、存立中の会社については、債務超過を唯一の原因とする破産判例は見かけない。

(3) Jaeger, Konkursordnung, 8. Aufl., II. Bd., Berlin 一九七三年、七〇三頁。

(4) 中田淳一、破産法・和議法、有斐閣、昭和三四年、三八頁。

(5) 我妻・横田・宮沢編、法律学小辞典、岩波書店、昭和十二年、四八九頁。

(6) 中田、前掲書、四〇頁。

(7) 中田、前掲書、四二頁。

(8) 中田、前掲書、三八頁。

三 支払不能破産原因の下に於ける 貸借対照表の内容の推理

このシリーズの最初の論文(「第一步」)で明らかにした通り、債務超過破産原因は、貸借対照表制度と結び付き、やがて嘗てのドイツ及び日本の商法に於て「換価価値の有る財産だけをその価値によって計上する」と云う主旨の原則をもたらした。それでは、支払不能破産原因が貸借対照表制度と結び付くとすれば、その場合どのよ

(5) 商法の貸借対照表規定と支払不能破産原因

うな内容の貸借対照表が考えられるであろうか。

債務超過の有無が嘗て貸借対照表で判定できたのと同様に、それによって支払不能であるか否かが判定できるような貸借対照表が、まず考えられるかもしれない。もしそのような貸借対照表を作るとすれば、そこでは、支払期限が到来し（且つ債務者が履行の請求をし）ている債務の額と、財産の他に信用等をも考慮した弁済能力とを比較しなければならない。その場合、現有財産は換価価値で評価するとして、問題は信用等の評価であろう。これらについては、債務者の信用等の力によりその時点で借金ないし集金できる金額が記載されるべきであろうが、問題は、その金額の客観性である。債務者の職業や社会的地位だけでこれが決定できるのであればまだしも、債務者の個人的な人間関係をも考慮するとなると、それは多くの場合債務者自身にしかわからないことであり、されば金額の客観性など完全に御手上げである。確かに、財産の換価価値評価に於てもその客観性に問題がないわけではないが、しかし、それとこれとは全く比較にならない。所で、評価について或る程度の客観性の保証もないような貸借対照表を、支払不能の有無の制度的な判定

手段とするわけには行かない。かくして、支払不能であるか否かを判定できるような貸借対照表は、制度的には不可能であると云うことになる。

支払不能の有無を判定する為の貸借対照表が無理であるとなると、次には、支払不能に陥る危険の有無（程度）を判定する為の貸借対照表が考えられる。勿論、支払不能の有無が判定できる貸借対照表が可能であったならば、それは、そのまま支払不能の危険の有無（程度）の判定にも使えたはずである。しかし、支払不能の有無の判定には使えなくても、その危険の有無の判定に役立つような貸借対照表を考えることは可能である。

その場合の貸借対照表で比較さるべき債務とそれに対する弁済能力の記載範囲は、次のように考えられる。まず債務については、支払不能に陥る危険の有無の判定と云うことから、既に弁済期にある債務だけでは、範囲が狭すぎるであろうが、しかしまた、債務超過の有無の判定の時のように全債務まで記載したのでは、範囲が広すぎるであろう。従って、債務については、全債務よりは狭く、弁済期にある債務よりは広い範囲が、比較対象として選ばれることになるであろう。これに対して、もう

一方の比較対象である弁済能力については、既述の評価の客観性からの限定によって、現有財産の範囲を超えて記載することはできないが、しかし、全財産では範囲が広すぎると云うことは、少なくともこれ迄の議論からは導けないと思われる。従って、弁済能力については、右に述べた全財産の範囲内と云う内容を更に限定することは、何の前提条件もなく単に支払不能に陥る危険の有無の判定と云うことから、できそうにない。かくして、支払不能に陥る危険の有無(程度)の判定に役立つ貸借対照表は、右に述べた範囲内の債務と財産とが比較できるような内容である、と云うことがまず考えられることになる。

以上は、云ってみれば貸借対照表能力或いは少なくとも貸借対照表区分の問題であつたわけだが、次は、貸借対照表評価の問題である。債務については、要弁済額で評価することで、問題ない。財産の評価については、まず時価、それも換価価値が基準となることは間違いない。弁済能力として財産を観るのであるから、これは当然であろう。この限りでは、債務超過の有無の判定の為の貸借対照表と変らない。しかし、債務超過判定の為の貸借

対照表と、支払不能の危険の判定の為の貸借対照表とは、財産評価の厳格性に差が認められてしかるべきである。と云うのは、債務超過については、貸借対照表によって債務超過であるか否かが直接的に判定される。従って、弁済能力である財産の評価は絶対的な(売却)時価主義が要求される⁽⁹⁾。他方、支払不能については、既述のように、貸借対照表によって支払不能であるか否かが直ちに判定されるわけではない。単に、支払不能の危険の有無が判定されるに止まる。となれば、その為の財産評価としては、債務超過判定の場合の絶対的な時価主義よりは緩やかな原則が考えられる。その場合でも、時価を超える評価は、支払不能の危険を實際より小さく見せることになるので、問題があろう。しかし、時価を下まわる評価であれば、差し支えないと思われる。それは、支払不能の危険を實際より大きく見せる為に、債権者にとってはむしろ安全であるからである。⁽¹⁰⁾ かくして、支払不能の危険の判定の為の貸借対照表評価としては、絶対的時価主義でなくとも、時価以下主義で充分であると考えられる。

(9) E. Jaeger, Kommentar zur Konkursordnung, 2.

(7) 商法の貸借対照表規定と支払不能破産原因

Auf., Berlin 一九〇四年、八一六頁参照。

(9) Neukamp, Das Dogma von der Bilanzwahrheit, Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht, 48. Bd. 1 八九九年、四五六頁、四七〇頁参照。

四 日本及びドイツの現行該当規定

前節では、支払不能破産原因から演繹される貸借対照表の内容を考えてきたわけであるが、それでは、現行の日本商法及び(西)ドイツ株式法に於て、これらの内容に該当する規定はどうなっているであろうか。

〔1〕 日本の商法及び計算書類規則

日本では、周知のように、貸借対照表の評価に関しては商法本文で規定されているが、株式会社(及び損益計算書)の区分及び分類に関しては、商法本文に於てではなく、(昭和三八年以来)法務省令の所謂「計算書類規則」で規定されている。まず後者から見てみよう。

その中で、この論文にとって最も重要な規定は、まず次の三カ条であろう。

「貸借対照表には、資産の部・負債の部及び資本の部

を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならない。」(第四条)

「資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に区分しなければならない。」(第五条)

「負債の部は、流動負債、固定負債及び特定引当金の各部に区分しなければならない。」(第五条)

次で、重要と思われる規定の内容は次の通りである。

資産の各部及び負債の各部は、その性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない(第六条及び第二六条)。営業取引によって生じた金銭債権(売掛金、受取手形等)及び金銭債務(買掛金、支払手形等)は、それぞれ流動資産の部及び流動負債の部に記載し(第七条及び第二七条)、その他の金銭債権及び金銭債務は、その履行期が決算期後一年以内に到来する(と認められる)か否かによって、それぞれ流動資産の部及び流動負債の部と、固定資産(投資等)の部及び固定負債の部に記載しなければならない(第八条、第二〇条、第二八条及び第三〇条)。子会社株式を除く株式及び社債は、

取引所の相場があり且つ決算期後一年以内に処分する目的で保有するものか否かによって、それぞれ流動資産の部と固定資産(投資等)の部とに記載しなければならぬ(第一条及び第二条)。尚、子会社株式は固定資産(投資等)の部に記載する(第三条)。

それでは続いて株式会社の貸借対照表の評価に関する商法規定を見てみよう。ここでは、この論文にとって重要な規定だけを列挙するが、その中でも基本的な規定は、まず次の二カ条であらう。

「流動資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス」
②前項ノ規定ハ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ低キトキハ時価ヲ附スルモノトスルコトヲ妨ゲズ」(第二八五条ノ二)

「固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ……毎決算期ニ相当ノ償却を為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」
(第二八五条)→第三四条第二号)

次で、商法は、金銭債権、社債及び株式の評価については格別に規定している。それ故、これらの資産については、各規定の評価に従って、また既述の分類規定に従って、流動資産と固定資産(投資等)とに別れて記載されることになる。

「金銭債権ニ付テハ其ノ債権金額ヲ附スルコトヲ要ス……」
②金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」(第二八五条ノ四)

「社債ニ付テハ其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス……」
②第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル社債ニ……之ヲ準用ス」(第二八五条ノ五第一項及び第二項)

「株式ニ付テハ其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス」
②第二百八十五条ノ二第一項但書ノ規定ハ取引所ノ相場アル株式ニ、同条第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノニ之ヲ準用ス」(第二八五条ノ六第一項及び第二項)

〔2〕西ドイツの株式法

(9) 商法の貸借対照表規定と支払不能破産原因

現行の一九六五年株式法第一五一条は、貸借対照表の区分・配列（及び分類）について規定している。それによれば、積極側（借方）は、Ⅰ未払込資本金、Ⅱ固定資産（A有形固定資産及び無形固定資産、B投資）、Ⅲ流動資産（A棚卸資産、Bその他の流動資産）、Ⅳ計算限定項目、及びⅤ貸借対照表損失に、消極側（貸方）は、Ⅰ資本金、Ⅱ公示積立金、Ⅲ価値修正、Ⅳ引当金（1年金引当金、2その他の引当金）Ⅴ契約期間四年以上の債務（その中、四年内に期限が到来する額を注記）Ⅵその他の債務、及びⅦ貸借対照表利益に、区分・配列する。尚、その中の計算限定項目とは前払費用（借方の場合）及び前受収益（貸方の場合）を意味し（第一五二条第九項）、価値修正とは評価性引当金を意味する。

貸借対照表の評価については、第一五三条（第一五六条が規定している。その概略は次の通りである。まず、固定資産については、取得原価又は製作原価（差引減価償却額）による評価が原則であるが、時価（付すべき価値）がそれよりも低い場合に時価を附することも許される。（但しその後も持続的に低いと見込まれる場合にはその低い時価を附することは強制される。）（第一五

三条、第一五四条）次で、流動資産については、「取得原価又は製作原価で記載されねばならない」（第一五五条第一項、部分）が、「取得原価又は製作原価が、決算日に於ける取引所価格又は市場価格から得られる価額より高い時は、後者の価額が記載されねばならない。取引所価格又は市場価格が確認されず且つ取得原価又は製作原価が決算日にその物に付すべき価値より高い時は、後者の価値が記載されねばならない。」（同条第二項）このように、流動資産については、完全な低価主義による評価が強制されている。更に株式法では、我國の商法では特に明言していない所の債務の評価に迄言及し、「債務はその返済額で、年金債務はその現金価値で記載されねばならない」（第一五六条第二項）と明言している⁽¹¹⁾。

(11) 西ドイツ株式法の訳語については、慶応義塾大学商法研究会訳、西独株式法、昭和四四年、を参考にした。

五 日本とドイツとで凡そ共通の

内容とその意味

これから行うべき作業は、前節で紹介した日本とドイツの現行の貸借対照表規定と、前々節で推理した支払不

能破産原因の下での貸借対照表のあるべき内容との照合であるが、その作業を二段階に分けることにする。この節では、第一段階として、両国の規定に凡そ共通した内容であると観られるものについて、前の推理結果と照合し、その意味を探る。

日本とドイツの貸借対照表の該当規定を比較してみ、共通した内容と云えるのは、恐らく次の二つであろう。

一は、貸借対照表の区分に於て、資産及び負債のそれぞれについて、流動的なものと固定的なものとが区分されていることである。日本では、「流動資産」と「固定資産」、及び「流動負債」と「固定負債」を明確に区分している。ドイツでは、資産については、「流動資産」

(Umlaufvermögen) と「固定資産」(Anlagevermögen) を明確に区分している。負債については、日本ほど明確ではないけれども——この点については次節で言及する——、一応、流動的なものと固定的なものとが区別できるように⁽¹²⁾なっている。即ち、「V契約期間四年以上の債務」(Verbindlichkeiten mit einer Laufzeit von mindestens vier Jahren) についで注記される「その中、四年内に期限が到来する (vor Ablauf von vier Jahren fällig

sind) 額」及び「VIその他の債務」が、(四年を基準とした) 流動負債に該当し、右の注記額を控除した「契約期間四年以上の債務」が、固定負債に該当する。更に「IV引当金」(Rückstellungen) についても、固定的性格を有する「年金引当金」(Pensionsrückstellungen) と、概して流動的なものが多い「その他の引当金」とが区分表示されている。

二は、資産評価に於て、流動資産については低価主義ないし回収可能額(金銭債権の場合)、固定資産については原則として原価(差引減価償却額)主義が規定されていることである。

流動資産については、説明が必要であろう。ドイツでは、日本の如く金銭債権等の格別の規定は存在しないので、売掛金及び受取手形等の金銭債権については、債権金額即ち名目額(Nominalbetrag)を以て取得原価と解することに⁽¹³⁾より第一五五条第一項を適用し、不確実債権等については、商人の一般的評価規定の第四〇条第二項「(不確実な債権はその見積価値によって記載され、回収不能な債権は償却されねばならない。)」を適用する。その結果、これらの金銭債権については、結局、我国同

(11) 商法の貸借対照表規定と支払不能破産原因

様、回収可能額で評価することになる。日本では、既述の如く、金銭債権、社債及び株式については格別の規定が設けられている。計算書類規則の区分・分類の助けを借りて、これらの資産で流動資産に属すべき部分の評価を読み取ると、金銭債権については回収可能額による評価となり、社債及び株式については、流動資産の評価規定(第二八五条ノ二)による評価と全く同じになる。この第二八五条ノ二については、問題があるけれども——この問題は次節で取り上げる——、この段階では一先ず、低価主義が規定されていると観ることにする。

日本とドイツの貸借対照表規定に見られる以上の二つの共通した内容は、それでは、前の推理結果とどのように結び付くであろうか。支払不能に陥る危険の有無(程度)を判定する為の貸借対照表に於て、比較すべき負債と資産の中、負債については、全債務では範囲が広すぎ、また既に弁済期にある債務では範囲が狭すぎるとの推理結果を得ていた。これに照らすと、現行規定では、流動負債が比較されるべき負債と考えられていることが判明する。流動負債は、既に弁済期にある債務と近い将来弁済期が到来する債務から成る。確かに、流動負債の範囲は、

既に明らかと思うが、特に營業取引以外の取引によって生じた債務について、日本(一年基準)とドイツ(四年基準)とで違いがある。しかし、それぞれの基準によって決定された流動負債が、ここで云う比較されるべき負債と考えられていることに違いはない。

次に、かかる流動負債と比較されるべき弁済能力としての資産には、現行規定に於て何が考えられているだろうか。前の弁済能力の範囲に関する推理結果では、単に全財産の範囲内と云うことであつた。となると、その限りでは、流動資産の他に固定資産も一応比較されるべき弁済能力と考えられ得ることになる。しかしここで、資産の評価に関する推理結果が生きてくる。即ち、弁済能力であるからには、少なくとも時価以下主義を満たす必要があると云う前の推理結果に照らす時、固定資産は脱落し、流動資産だけが残る。現行規定に於ける固定資産の原価主義は時価以下主義に矛盾するのに対して、流動資産の低価主義ないし回収可能額による評価は、時価以下主義を満足させる内容だからである。

時価以下主義の時価は既述の如く換価価値即ち売却時価であるから、回収可能額の方は問題ないことは明らか

であるが、更に低価主義の方も問題はない。と云うのは、低価主義の時価を売却時価と解釈すれば問題がないことは勿論であるが、更に再調達時価と解釈する場合でも、再調達時価は売却時価以下であるのが普通であるから、問題はない。我国では、低価主義の時価について、売却時価（処分価額、正味実現可能価額）と解する説、再調達時価（再調達原価、再調達価額）と解する説、及び資産の種類に応じて再調達時価又は売却時価と解する説等が存在するが、ドイツでは最後の説が通説のようである。⁽¹⁴⁾ いずれの説を採ろうとも、低価主義は（売却）時価以下主義の条件を満たすのである。面白いことに、我国には、低価主義の時価は売却時価でも再調達時価のいずれでも差し支えないとする説も、ちゃんと存在する。⁽¹⁵⁾

かくして、流動負債と比較さるべき弁済能力としては、専ら流動資産が考えられていることが明らかになった。現行規定のかかる内容は、支払不能破産原因の下で推定された貸借対照表のあるべき内容を確かに満たすものである。しかし、現行規定のかかる内容について、推理結果の内容だけから説明しきれない点があることも確かである。特に推理結果では、弁済能力の範囲は全財産

（資産）以内、評価は時価以下主義であったのが、現行規定ではそれぞれ流動資産と低価主義となっている。この中、低価主義については、商法の会計規定にはここで問題としている債権者保護（の一系譜）以外にも目的があり、その方の影響をも受けた結果であると解されるので、ここではこれ以上立入らない。しかし、もう一方の流動資産については、支払不能破産原因と同一線上に位置する問題と思われるので、以下に続けて論ずる。

前の推理に際しては、弁済能力として一応全財産（資産）迄を考えたわけであるが、振返ってみると、そこでは会社の解散・解体迄をも考えていたことになる。そして確かに、破産原因としての支払不能と云う概念自体は、そこ迄をも含むものである。その限りでは、債務超過と云う概念と同質であると言え云える。「破産法は本来、企業の解体を目的とするもの」⁽¹⁶⁾であり、また「破産では金銭配当のためその事業財産を換価するので、原則として事業は解体され」⁽¹⁷⁾るのであるから、蓋しそれは当然のことである。

しかるに、現行規定の貸借対照表では既述のように、弁済能力としては全財産ではなく流動資産だけが考えら

(13) 商法の貸借対照表規定と支払不能破産原因

れている。即ち、固定資産は弁済能力とは観られていない。これは、固定資産の解体・処分迄は考えていないことを意味する。従って、そこではもはや会社の完全な解体・解散迄は考えていないわけである。換言すれば、仮令縮小はあっても、一応会社の存続を前提としている。かくして、流動負債と流動資産を比較することは、もはや単なる支払不能ではなく、云わば会社の存続を前提とした上での支払不能の危険の有無(程度)を判定している、と解されるのである。

現行の貸借対照表規定に関する右の如き解釈は、次に示す同じ商法の他の規定によって裏付けることができると思われる。それは、既に第二節でも用いた第三一八条である。同条は、昭和十三年の商法改正で、旧第一七四条(会社が債務超過になった時は取締役は直ちに破産宣告の請求をなすべし、との規定)の削除と入替わりに新たに置かれたものであり、会社の整理の開始原因を定めたものである。それによれば、何よりも「会社ノ現況其ノ他ノ事情ニ依リ支払不能(又ハ債務超過)ニ陥ルノ虞アリト認ムルトキハ」一定の者の申立により裁判所は会社に対し整理の開始を命ずることができる。この開始原

因の書き方は「極めて含蓄のあるものである」⁽¹⁸⁾既に支払不能に陥っている場合、と云うのではなしに、現状からすればやがて支払不能に陥る危険性がある場合、と云う意味である。抑々このような書き方は、「会社の整理」の制度の目的が、「其の儘で放って置けば破産になり、会社の人格が消滅してしまふといふやうなことになるのを、一歩前で喰止めて、会社の企業を維持するといふこと」⁽¹⁹⁾にあるからである。かくして、ここでは、明らかに会社の存続が前提となっている。

ドイツの株式法に於ては、日本のような有力な規定は存在しないが、それでも、破産を回避して会社の存続を図る規定が無いわけではない。それは、既に第二節でも用いた第九二条であり、それによれば、会社が支払不能となった時に取締役は、破産手続と選択的に裁判上の和議手続の開始を申立てることができる。株式法に於けるこの和議への途は、一九三七年株式法(第八三条)から拓かれたものであるが、抑々和議法も「企業の存続を前提とし、そこには破産法におけるが如き清算、解体の觀念は存在しない」⁽²⁰⁾のである。

(21) B. Kropff, Aktiengesetz, Dusseldorf 一九六五年、

二二九頁～二三〇頁（慶応大学商法研究会訳、前掲書、二六六頁～二六七頁）。Adler-Düring-Schnaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Aktiengesellschaft, 1. Bd., 4. Aufl., Stuttgart 一九六八年、一八一頁～一八二頁参照。

(13) Adler-Düring-Schnaltz 前掲書、四七〇頁～四七一頁、五六四頁。Godin-Wilhelmi, Aktiengesetz, 1. Bd., 4. Aufl., Berlin 一九七一年、九三八頁参照。

(14) 有斐閣、注釈会社法(6)——会社の計算——、昭和四五年、九三頁～九四頁参照。

(15) Adler-Düring-Schnaltz 前掲書、五三四頁参照。

(16) 松田二郎、会社更生法（新版）、有斐閣、昭和五十一年、一頁～二頁。

(17) 中田、前掲書、七頁。

(18) 田中耕太郎、改正商法及有限会社法概説、有斐閣、昭和四十四年、二三四頁～二三五頁。

(19) 松田、前掲書、五頁。

六 日本とドイツとの差違とその原因

前節では、日本とドイツの規定をまさに概観した場合の共通内容を論じたわけであるが、次に第二段階として、この節では、そこでは見過した所の両国の差違について、その原因を探る。

かかる差違の一つは、貸借対照表の配列法であろう。

ドイツでは、既述の如く明らかに固定性配列法を採っている。日本では、「科目の配列の順序については、この（計算書類——安藤）規則には何等の定めがない」が、⁽²⁰⁾しかし「規則は、流動性配列法に従った規定の仕方をしてゐる」ことは否定できない。実際にも、株主総会に提出され新聞に公告される貸借対照表は、一般に流動性配列法を採っている。

前の推理に於ては、特に貸借対照表の配列に迄言及しなかったが、しかし比較対象の資産と負債とが、少なくとも比較し易いように区分・配列さるべきことは、むしろ当然である。とすれば、流動資産と流動負債の比較の爲には、日本のような流動性配列法が優れている。抑々、日本の計算書類規則の流動性配列法は、アメリカの制度を参考にした企業会計原則の影響であり、更にアメリカの流動性配列法は、一九世紀に迄遡る所の、銀行が融資先の企業に提出を要求した所謂信用（目的）貸借対照表（balance sheet for credit purposes）にその起源がある⁽²²⁾。このように、流動性配列法はもとと会社の流動性の表示を目的としたものであったわけであるから、右の

(15) 商法の貸借対照表規定と支払不能破産原因

ことは当然である。

ドイツの固定性配列法は、一九三一年の商法（株式法）改正によって貸借対照表（及び損益計算書）の区分・配列規定が誕生した時以来のものである。当時の草案理由書によれば、かかる貸借対照表の区分・配列規定は、出資者（株主）への会計報告の強化の一環として登場したことが明らかである。⁽²³⁾かくして、ドイツに於ける貸借対照表区分・配列規定は、元来、債権者への流動性表示と云うことを主目的としてはいなかった。それ故、早くから流動性表示に問題があることが指摘され、一九六五年新株式法（の草案理由書）でも流動性表示の為の改善が強調されている。⁽²⁵⁾それにもかかわらず、既述の如く流動負債が未だに独立区分となっていないのは、固定性配列法を生み出した時以来の、貸借対照表区分・配列規定に於ける出資者志向の基盤にその原因があるように思われる。

日本とドイツとの差違の他の一つは、流動資産、特に棚卸資産の低価主義評価の厳しさの違いである。既述のように、ドイツでは常に低価主義が強制されるのに対して、日本ではそれが必ずしも強制されているとは云えない。

い。第二八五条ノ二に於て、本来の低価主義が言及されている第二項は、単にその適用を「妨グズ」と云う許容規定に終っており、他方、文末が「要ス」で終る強制規定の第一項の後段は、時価が原価より「著シク」下落した時は「回復スルト認メラルル場合ヲ除クノ外」時価で評価すべしと云うものである。従って、それを以て仮に低価主義と云うことが許されとしても、本来のそれよりも原価主義に近い低価主義と云わざるを得ない。

と云うわけで、日本の場合に、常に時価ないし回収可能額を超えざる評価が行われるのは、流動資産の総てではなく、その中の金銭債権だけである。少なくとも棚卸資産については、もはや完全な低価主義は保証されていない。即ち、場合によっては、時価を超える（原価による）評価があり得る。これは云ってみれば、流動資産に於ける時価以下主義の軟化である。

かかる意味に於ける時価以下主義の軟化は、ドイツでは固定資産に見られるだけで未だ流動資産には及んでいないが、日本では既に流動資産に迄及んでいる。この差違は、前節での論理からすれば、次のように解釈される。即ち、日本の場合には、流動資産についても、もはやそ

の総てが必ずしも弁済能力であるとは観られていない。特に棚卸資産についてそうである。換言すれば、固定資産は勿論、更に棚卸資産についても、少なくとも直ちに債務弁済の為に換価することは必ずしも予定していない。従って、そこでは、もはや単に解散しないと云う意味での会社の存続ではなく、営業活動の存続をも前提（とした支払不能の危険の有無の判定を問題）としている、と考えられる。なぜなら、営業活動の存続には、固定資産の他に、少なくとも一定量の棚卸資産が必要であるからである。

かかる解釈を、商法の他の規定によって裏付けることは困難であるが、しかし我国に於ける会社更生法（昭和二十七年制定）の存在は、それを傍証して尚余りあると思われる。即ち、会社更生法は、「窮境にあるが再建の見込のある株式会社について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図ることを目的とする」（第一条、傍点——安藤）ものであり、従って更生手続の開始は、「事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき」（第三〇条、傍点——安藤）に既に可能

なのである。そこでは、事業の継続を前提とした支払不能が問題なのであり、これはまさに右の解釈通りである。尚、我国の会社更生法はアメリカ法を継受したものであり、ドイツには未だかかる制度は存在しないようである。⁽²⁶⁾

- (20) 上田・吉田・味村、株式会社の計算（新商法解説）、中央経済社、昭和三八年、四六頁。
- (21) 上田明信、改正会社法と計算規則、商事法務研究会、昭和三九年、一八八頁。
- (22) R. A. Foulke, Practical Financial Statement Analysis, 2nd ed., New York 一九五〇年、一二頁～一二頁。
- J. N. Myer, Financial Statement Analysis, 2nd ed., New Asian Edition, Tokyo 一九六〇年、六頁～一一頁参照。
- (23) Entwurf eines Gesetzes über Aktiengesellschaften und Kommanditgesellschaften auf Aktien, Berlin 一九三〇年、九五頁、一一三頁（邦訳、司法省調査課、司法資料第二二二号、昭和十一年、一五〇頁、一八八頁）参照。
- (24) Adler-Düring-Schnatz 前掲書、初版、一九三八年、一九九頁参照。
- (25) B. Kropff 前掲書、二二五頁、二三〇頁（前掲訳書、二六〇頁、二六七頁）参照。
- (26) 松田、前掲書、一頁～八頁。小島昌太郎、比較株式会

(17) 商法の貸借対照表規定と支払不能破産原因

社形態論、有斐閣、昭和三十三年、三四三頁～三四五頁参照。
尚、松田二郎博士（前掲書、六頁～八頁）は、株式会社の計算規定に於けるドイツ（財産計算中心）とアメリカ（損益計算中心）の違いと、倒産法に於けるドイツ（破産法）とアメリカ（会社更生法）の違いとの関連を認識している。論理展開についてはともかく、計算規定と倒産法との関連を認識する点は、私説と共通している。

七 結

日本を中心に結論を述べれば、次の通りである。現行商法及び計算書類規則に於ける貸借対照表規定には、支払不能破産原因の影響が認められる。即ち、資産及び負債に於ける流動・固定の区分規定、流動資産の低価主義評価規定、更には流動性配列法を予定した規定の仕方は、支払不能破産原因の影響である。これらの規定は、貸借対照表をして、その会社の存続を前提とした支払不能の危険の有無（程度）の判定手段たらしめようとした結果である。

会社の存続を前提としていることは、債務に対する弁済能力として、全資産ではなく、一応流動資産だけを観ていることから判る。その場合でも、日本では、流動資

産についても、特に棚卸資産について厳格な低価主義ではない所から、単なる会社の存続ではなく、更に営業活動の存続迄も前提にしていると解釈された。そして、これらの解釈は、会社の整理規定及び会社更生法の存在、及びその中の特に整理・更生の開始原因規定によって裏付けられた。⁽²⁷⁾

貸借対照表による判定が、支払不能の有無ではなく、単にその危険の有無（程度）に止っているのは、支払不能破産原因と貸借対照表の結び付きに限界があるからに他ならない。換言すれば、貸借対照表による短期支払能力（short-term solvency）⁽²⁸⁾ないし流動性（liquidity）の表示には限界がある、と云うことである。そして、このような観点からすれば、かかる貸借対照表の限界を補うものとして、損益計算書（更には所謂資金計算書）⁽²⁹⁾が位置付けられることになる。

(27) ここに、田中耕太郎博士の「妥協の論理」に代る新しい理論（云わば「破産原因の論理」）の成立が許されるであらう。

(28) Adler-Düring-Schmaltz 前掲書、第四版、一八二頁参照。

(29) 更には、将来的収支計算(例えば予算情報)が必要であるとする主張もある。A. Moxter, Bilanzlehre, Wiesbaden 一九四四年 三三頁。Karl-Heinz Maul, Bilanzlehre als Gesetzinterpretation, Zeitschrift für betriebswirts-

schaffliche Forschung 一九七五年三月号所載、一六九頁
参照。

(一橋大学助教授)